

# 控除対象外消費税問題について



大阪府医師会理事

北村 良夫

私は、日本医師会「医業税制検討委員会」の委員をさせていただいておりますので、控除対象外消費税問題について簡単にご説明したいと思います。

そもそもこの問題が生じたのは、薬価基準分や特定保険医療材料分について、そこそこ補填されたものの、平成元年と9年において、診療報酬本体分の補填が十分に行われなかったからです。元年の補填分については、100分の3を乗じなければならなかったのに、100分の1.2とされ、9年についても103分の2乗じなければならなかったのに、100分の1.5とされてしまいました。消費者物価への影響という理由で、日医が国にまるめこまれたという形になってしまい、結果として年間約2,500億円を超える補填不足が、現在も生じています。これを受けて、26年には、正しく105分の3が乗じられましたが、元年、9年分の補填不足が継続している状態です。また細かく言えば、マクロ的に補填されているとされる26年上乘せ分においても、28年度では、病院の補填率が85%であるのが厚生労働省から報告され、問題となっています。

この控除対象外消費税問題をどう解決するかということについて、概ね3つの対応が考えられています。

- (1) 医療機関が課税業者となり、消費税を患者さんに払っていただく  
消費税はもともと社会保障の充実・継続のた

め創設されたものであるから、その本丸ともいえる医療に対し、消費税をかけるのは、国民感情になじまず、政治家も賛成しにくい状況です。また、我々医療機関に対しても、これまでの消費税上乘せ分の引き剥がしや、事業税非課税、所得税の概算経費率（四段階制）、自由診療売上1,000万円以下の非課税等へのマイナス影響が考えられます。

- (2) これまで元年に0.76%、9年に0.77%、26年に1.36%、合計2.89%の補填がなされているが、それを超える部分については、非課税全額還付という形で国に負担してもらう

日医が従来主張していた考えで、これが一番望ましいと考えられますが、財政負担が大きく、厚労省、財務省とも難色を示しています（医療機関の事務処理も増大します）。

- (3) これまで通り診療報酬で補填する

8%から10%なら何とか可能かもしれませんが、15%、20%となると、国のみならず、保険者の負担が莫大となり、困難と言わざるを得ません。

8月29日には日医はじめ三師会と四病院団体協議会が、控除対象外消費税問題解決のための提言を公表しました。

最終的には、国の政治的判断にかかっており、我々としては、患者さんの自己負担増、医療機関の経営圧迫につながらないように、国に圧力をかけ続ける必要があると思います。